



茨城県報

第 669 号

令和 7 年 (2025 年) 12 月 4 日

木曜日

目次

告 示	ページ
●青少年に有害な興行の指定 (青少年家庭課)	1
●許可の更新に伴う小型機船底びき網漁業のうち手繰第 1 種漁業の制限措置等の公示 (水産事務所)	2
●許可の更新に伴う小型機船底びき網漁業のうち手繰第 1 種漁業の許可の基準 (水産事務所)	3
公 告	
●農地を利用する権利の設定の裁定申請 (農業経営課)	4
●聴聞の実施 (建築指導課)	5
●開発行為の工事完了 (2 件) (建築指導課)	6
●入札公告 (2 件) (管財課)	6
(企 業 局)	
●入札公告 (4 件)	16
(病 院 局)	
●入札公告 (2 件)	37
指 示	
(霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会)	
●漁業法に基づく指示	44

告 示

茨城県告示第1122号

茨城県青少年の健全育成等に関する条例 (平成21年茨城県条例第35号) 第15条第 1 項の規定に基づき、青少年に有害な興行として次のものを指定する。

令和 7 年12 月 4 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

指定番号	種類	題 名	配給会社
3736	映画	WEAPON S / ウェポンズ (原題) WEAPONS	ワーナー・ブラザーズ映画 (アメリカ)
3737	映画	ふしだらジャンクション 直結連結みだれ鳴き	オーピー映画
3738	映画	肌恋スナック 新人ホステス繁盛記	オーピー映画
3739	映画	暴走らびゅー えっちにイキたい私です	オーピー映画
3740	映画	拡張彼女 したがari 開発中!	オーピー映画

From 1 April 2026 through 31 March 2027

(3) Rental place:

Ibaraki Prefectural Central Hospital 6528 Koibuchi, Kasama-shi, Ibaraki-ken.
309-1793 Japan

(4) Time-limit for sender:

17:00, 9 February 2026 in case of mail
11:00, 10 February 2026 in case of by hand

(5) Contact point for the notice:

Accounting Division, Ibaraki Prefectural Central Hospital.
6528 Koibuchi, Kasama-shi, Ibaraki-ken, 309-1793 Japan.
Phone:0296-77-1121 ex 2025, 2051

指 示

（霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会）

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会指示第 1 号

霞ヶ浦北浦海区におけるうなぎの採捕を目的とするうなぎ筒漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和 7 年12 月 4 日

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会
会 長 鈴 木 幸 雄

（定義）

- 1 この指示において、うなぎ筒漁業とは、うなぎ筒（縄を結着させた筒状の物全般）を用いて、うなぎ等を採捕する漁業をいう。

（操業の承認）

- 2 霞ヶ浦北浦海区において、うなぎ筒漁業（以下「本漁業」という。）を操業しようとする者は、令和 8 年 2 月末日までに別に定める取扱要領により霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、試験研究又は教育実習のために行う場合であって、委員会が適当と認めた場合は、この限りでない。

（承認対象者）

- 3 承認の対象となる者は、委員会が特に認めた者とする。

（承認数）

- 4 承認数は次の各号を上限とする。

- | | |
|--------------------|------|
| (1) 霞ヶ浦で操業する者 | 149人 |
| (2) 北浦及び外浪逆浦で操業する者 | 75人 |

（操業区域）

- 5 霞ヶ浦又は北浦及び外浪逆浦

（操業期間）

6 本漁業の操業期間は、4 月 1 日から12月31日までとする。

（制限又は条件）

7 本漁業の制限又は条件は次のとおりとする。

(1) 操業禁止区域

操業禁止区域については、次のとおりとする。

ア 霞ヶ浦

別に定める区域（承認を受けた者が帰属する地先漁場）を除く第 2 種共同漁業権漁場。ただし、第 2 種共同漁業権を有する漁業協同組合の了解が得られている場合はこの限りでない。

イ 北浦及び外浪逆浦

別に定める区域（承認を受けた者が帰属する地先漁場）を除く第 2 種共同漁業権漁場

(2) うなぎ筒の設置上限数

使用するうなぎ筒の数量については、次のとおりとする。

ア 霞ヶ浦 1,300束以内（1束で用いるうなぎ筒の本数は3本以内）

イ 北浦及び外浪逆浦 500束以内（1束で用いるうなぎ筒の本数は3本以内）

(3) うなぎ筒の設置の禁止

うなぎ筒の設置については、次のとおりとする。

ア 霞ヶ浦

(ア) 他の船舶の航行及び操業を妨げるように漁具を設置してはならない。

(イ) 養殖施設の周囲50メートル以内又は他者の漁具若しくは陸上の構造物等に管理者又は所有者の断りなく漁具を設置してはならない。

イ 北浦及び外浪逆浦

(ア) 他の船舶の航行及び操業を妨げるように漁具を設置してはならない。

(イ) 養殖施設又は他者の漁具若しくは陸上の構造物等に管理者又は所有者の断りなく漁具を設置してはならない。

(4) 承認番号の表示

本漁業の操業に際しては、漁具の端のボンデン又はウキ等に承認番号を表示しなければならない。

(5) 承認証の携帯

本漁業の操業に際しては、当該承認証を携帯しなければならない。

（漁獲実績報告書の提出）

8 本漁業の承認を受けた者は、操業終了後速やかに漁獲実績を委員会に報告しなければならない。

（承認の取り消し）

9 この指示に違反したと認められる場合又は実績報告がない場合若しくは実績報告に虚偽の記載が認められた場合には、承認の取り消し又は次回以降の承認をしない措置をとることがある。

（指示の有効期間）

10 この指示の有効期間は、令和 8 年 4 月 1 日から12月31日までとする。

（取扱の細目）

11 この指示の定めるもののほか取扱いの細目については、別に定める取扱要領による。

うなぎ簡漁業委員会指示取扱要領

令和 7 年 12 月 4 日付け霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会指示第 1 号によるうなぎ簡漁業の委員会指示に基づく承認に関する取扱要領は、次のとおりとする。

（承認の優先順位）

第 1 承認の優先順位は、次の順序による。

- (1) 申請日時時点で霞ヶ浦北浦海区において漁業協同組合からうなぎ簡漁業（自由漁業）の承認を受けている者
- (2) 前号に掲げる者以外の者で、申請日前 3 年間に霞ヶ浦北浦海区において漁業協同組合からうなぎ簡漁業（自由漁業）の承認を受けていた者
- (3) 前 2 号に掲げる者以外の者で、所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
- (4) 前 3 号に掲げる者以外の者

2 前項の規定により同順位の者がある場合においては、公正な方法でくじを行い、承認をする者を定める。

（申請書の提出）

第 2 うなぎ簡漁業に係る操業の承認を受けようとする者は、うなぎ簡漁業操業承認申請書（別記様式第 1 号）と適格性等に関する誓約書（別記様式第 2 号）を委員会に提出しなければならない。

なお、その者が漁業協同組合に所属している場合には、当該組合はうなぎ簡漁業操業承認申請書を一括取りまとめの上、うなぎ簡漁業操業承認申請総括表（別記様式第 3 号）と副申書を添えて委員会に提出しなければならない。

うなぎ簡漁業操業承認申請書の受理期間は、令和 8 年 1 月 31 日までとする。

（承認証の交付）

第 3 委員会が承認したときは、うなぎ簡漁業操業承認証（別記様式第 4 号）を申請者に交付する。

（承認証の書換交付）

第 4 うなぎ簡漁業操業承認証の記載事項（氏名を除く。）に変更を生じたときは、遅滞なくうなぎ簡漁業操業承認証書換交付申請書（別記様式第 5 号）を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

（承認証の再交付）

第 5 うなぎ簡漁業操業承認証を亡失し、又はき損したときは、遅滞なくうなぎ簡漁業操業承認証再交付申請書（別記様式第 6 号）を委員会に提出し、再交付を受けなければならない。

（操業区域における霞ヶ浦と北浦及び外浪逆浦の境界）

第 6 霞ヶ浦は潮来市上戸地先以西、北浦及び外浪逆浦は潮来市潮来地先以東とする。

（帰属する地先漁場）

第 7 委員会指示第 7 の(1)の別に定める区域（承認を受けた者が帰属する地先漁場）は、別表で定める区域のいずれかとする。

（承認番号の表示）

第 8 委員会指示第 7 の(4)に規定する承認番号の様式は、別記様式第 7 号とする。

（漁獲実績報告書）

第 9 委員会指示第 8 に規定する漁獲実績報告書の様式は、別記様式第 8 号とする。

なお、その者が漁業協同組合に所属している場合には、当該組合は一括取りまとめの上委員会へ翌年の 3 月 31 日までに提出しなければならない。

様式第 1 号

うなぎ筒漁業操業承認申請書

令和 年 月 日

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所
氏名

委員会指示に基づくうなぎ筒漁業の承認を受けたいので、申請いたします。

記

1 操業区域

ア. 水域（いずれかに○をつけること。）

霞ヶ浦 / 北浦及び外浪逆浦

イ. 帰属する地先漁場（括弧内に自身が帰属する第 2 種共同漁業権漁場の番号を記載すること。）

霞北共第（ ）号

2 うなぎ筒漁業（自由漁業）承認の有無（いずれかに○をつけること。）

有（現在承認を受けている） / 無（申請日前過去 3 年間に承認を受けていた） / 無

様式第 2 号

適 格 性 等 に 関 す る 誓 約 書

令和 年 月 日

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所
氏名

私は、うなぎ筒漁業の操業承認申請を行うにあたり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）ではありません。
- 2 私は、暴力団員等がその事業活動を支配する者ではありません。
- 3 私は、制限又は条件を遵守し、操業終了後は、遅滞なく漁獲実績報告書を委員会に報告します。
- 4 私は、廃業に際しては、自身の漁具を水域に放置せず、責任をもって回収します。

様式第 3 号

うなぎ筒漁業操業承認申請総括表

漁業協同組合

整 理 番 号	申 請 者		うなぎ筒漁業（自由漁業） 承認の有無 （○印をつけること）	
	住 所	氏 名	現在の 承認	申請日前 過去 3 年間 の承認

様式第 4 号

霞北調第〇〇〇号

う な ぎ 筒 漁 業 操 業 承 認 証

住 所

氏 名

操 業 区 域

霞ヶ浦／北浦及び外浪逆浦

承認有効期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで

制限又は条件

令和 年 月 日

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

会 長

様式 4 号裏面

操業区域（地先漁場）



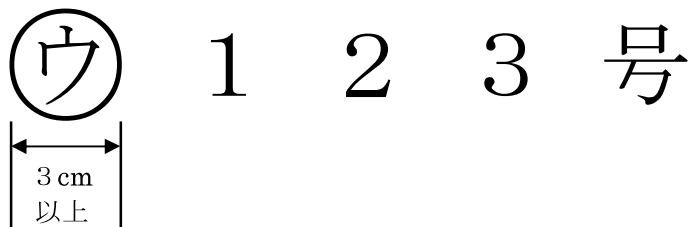
承認番号の表示

㊦〇〇〇号

備考 各文字及び数字（承認番号）は次により明瞭に表示すること。

- 1 文字及び数字の大きさは 3 センチメートル以上とすること。
- 2 〇〇〇の部分には、承認番号を表示すること。

<表示例>



様式第 5 号

令和 年 月 日

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所
氏名

うなぎ筒漁業操業承認証書換交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）の記載事項に、下記のとおり変更が生じたので書換交付を申請いたします。

記

1 変更内容

事 項	変 更 前	変 更 後

2 書換しようとする理由

様式第 6 号

令和 年 月 日

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所
氏名

うなぎ筒漁業操業承認証再交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）を亡失（き損）したので、再交付を申請します。

記

1 承認番号

2 亡失（き損）の理由

様式第 7 号

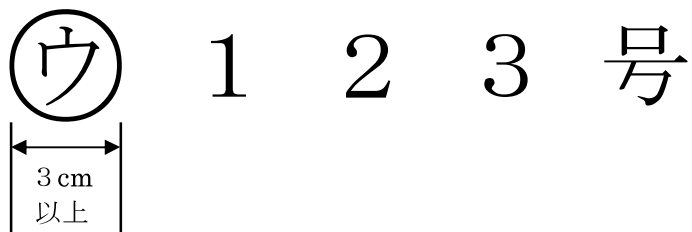
承認番号の表示

㊦〇〇〇号

備考 各文字及び数字（承認番号）は次により明瞭に表示すること。

- 1 文字及び数字の大きさは 3 センチメートル以上とすること。
- 2 〇〇〇の部分には、承認番号を表示すること。

<表示例>



様式第 8 号

令和 年 月 日

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所
氏名

うなぎ筒漁業漁獲実績報告書

操 業 状 況

うなぎ筒の総設置束数： 束（1 束あたり 本）

水 揚 日	水揚げした筒の数量 (束 数)	う な ぎ 尾 数	う な ぎ 重 量	備 考
月 日	束	尾	kg	
4 月～ 1 2 月 計				

注 霞ヶ浦北浦海区における操業について、4 月分から 1 2 月分までの日別に集計した合計数を記載すること。
販売したもの以外（自家消費等）についても記載すること。

別表

区域（地先漁場）
霞北共第 1 号及び第 2 号 第 2 種共同漁業権漁場
霞北共第 3 号 第 2 種共同漁業権漁場
霞北共第 4 号 第 2 種共同漁業権漁場
霞北共第 5 号及び第 6 号 第 2 種共同漁業権漁場
霞北共第 7 号 第 2 種共同漁業権漁場
霞北共第 8 号 第 2 種共同漁業権漁場
霞北共第 9 号 第 2 種共同漁業権漁場
霞北共第10号 第 2 種共同漁業権漁場
霞北共第11号 第 2 種共同漁業権漁場
霞北共第12号 第 2 種共同漁業権漁場
霞北共第13号 第 2 種共同漁業権漁場
霞北共第14号 第 2 種共同漁業権漁場
霞北共第15号 第 2 種共同漁業権漁場
霞北共第16号 第 2 種共同漁業権漁場
霞北共第17号 第 2 種共同漁業権漁場
霞北共第18号 第 2 種共同漁業権漁場